

○高病原性鳥インフルエンザに関する特定家畜伝染病防疫指針（平成16年11月18日公表）一部変更（新旧対照表）

※ 下線部分は現行指針からの変更部分。

改 正 案	現 行
<p>第1 (略)</p> <p>第2 防疫措置</p> <p>1 異常家きん等の発見の通報から病性決定までの措置</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 家畜保健衛生所及び都道府県畜産主務課の措置</p> <p>ア 家畜保健衛生所の措置</p> <p><u>(ア) 家畜防疫員は立入検査の結果、臨床症状等から本病が疑われる場合には、その概要等を家畜保健衛生所に連絡し、家畜保健衛生所は都道府県畜産主務課に連絡する。なお、法第5条、第31条又は第51条の規定に基づく検査時に家畜防疫員が異常家きんを発見した場合であっても、これに準じて措置する。</u></p> <p><u>(イ) 家畜防疫員は、臨床症状を示す家きん及び死亡した家きんを対象に、病性鑑定（ウイルス分離検査、血清抗体検査及び病理学的検査）に供する材料（気管スワブ及びクロアカスワブ、血清、臓器等）を採取し、直ちに家畜保健衛生所等において病性鑑定を実施する。</u></p> <p><u>(ウ) 家畜防疫員は、必要に応じて（イ）以外のA型インフルエンザウイルスの抗原検出検査、遺伝子検出検査等（以下「補助的検査」という。）を実施する。</u></p> <p><u>(エ) 家畜防疫員は、立入検査実施前の3日間の家きん群の死亡率が10%以上（以下「一定以上の死亡率」という。）であることが確認され、臨床症状等から本病の発生が疑われる農場においては、移動の自粛を要請する。</u></p> <p>イ 都道府県畜産主務課の措置</p> <p>都道府県畜産主務課は、アの（ア）の家畜保健衛生所からの連絡があったときは、農林水産省消費・安全局動物衛生課（以下「動物衛生課」という。）に随時連絡するとともに、家畜保健衛生所等における病性鑑定の結果、インフルエンザウイルスを疑うウイルスが分離された場合には、都道府県公衆衛生担当部局、都道府県警察等関係機関に連絡するなど都道府県内関係部局間の連携を密にするとともに、正確な情報の把握に努め、迅速かつ的確</p>	<p>第1 (略)</p> <p>第2 防疫措置</p> <p>1 異常家きん等の発見の通報から病性決定までの措置</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 家畜保健衛生所及び都道府県畜産主務課の措置</p> <p>ア</p> <p><u>家畜防疫員は立入検査の結果、臨床症状等から本病が疑われる場合には、その概要等を家畜保健衛生所に連絡し、家畜保健衛生所は都道府県畜産主務課に連絡する。なお、法第5条、第31条又は第51条の規定に基づく検査時に家畜防疫員が異常家きんを発見した場合であっても、これに準じて措置する。</u></p> <p><u>家畜防疫員は、臨床症状を示す家きん及び死亡した家きんを対象に、病性鑑定（ウイルス分離検査、血清抗体検査及び病理学的検査）に供する材料（気管スワブ及びクロアカスワブ、血清並びに臓器等）を採取し、家畜保健衛生所において病性鑑定を実施する。</u></p> <p><u>ただし、検査実施前の3日間の家きん群の死亡率が10%以上（以下「一定以上の死亡率」という。）であることが確認され、臨床症状等から本病の発生が疑われる農場においては、移動の自粛を要請した上で、直ちに臨床症状を呈する家きん及び死亡した家きんを対象に病性鑑定を実施する。</u></p> <p>イ</p> <p>都道府県畜産主務課は、アの家畜保健衛生所からの連絡があったときは、農林水産省消費・安全局動物衛生課（以下「動物衛生課」という。）に随時連絡するとともに、家畜保健衛生所における病性鑑定の結果、インフルエンザウイルスを疑うウイルスが分離された場合には、都道府県公衆衛生担当部局に連絡するなど都道府県内関係部局間の連携を密にするとともに、正確な情報の把握に努め、迅速かつ的確に、動物衛生課、関係都道府県及び関係</p>

に、動物衛生課、関係都道府県及び関係市町村に連絡するものとする。

なお、ウイルス分離に先立ち、異常家きんの発生状況、補助的検査により本病が疑われる場合もこれと同様とする。

(3) 動物衛生研究所における病性鑑定

ア 家畜保健衛生所等における病性鑑定の結果、インフルエンザウイルスを疑うウイルスが分離された場合、家畜保健衛生所は病性鑑定に供した材料（(2)のアの(イ)の材料に加え、発育鶏卵から採取した尿膜腔液）を、独立行政法人農場・食品産業技術総合研究機構動物衛生研究所（以下「動物衛生研究所」という。）に送付し、動物衛生研究所において、A型インフルエンザウイルスの同定及びウイルスの性状判定を行う。

イ (略)

(4) 病性の決定

本病の診断は、病性鑑定及び補助的検査の結果を踏まえ、原則として家畜防疫員が次のアからウまでに掲げるところにより、患畜等又は患畜となるおそれがある家畜（法第14条第3項の規定に基づく患畜となるおそれがある家畜をいう。以下同じ。）の決定を行う。

ア・イ (略)

ウ 患畜となるおそれがある家畜

(ア)・(イ) (略)

(ウ) 異常家きんの発生状況及び補助的検査の結果により、家畜防疫員が患畜となるおそれがあると判断した家きん

2 病性決定時の措置

(1) 発表

ア (略)

イ 発表に先立ち、発表の概要、今後の防疫の対応方向等について、動物衛生課は地方農政局及び厚生労働省等関係府省庁の担当部局等関係機関に、都道府県畜産主務課は動物衛生課と調整した上で、都道府県公衆衛生担当部局、都道府県警察等関係機関、都道府県内関係市町村及び関係団体に連絡し、防疫活動についての協力を依頼する。

ウ～オ (略)

(2)～(5) (略)

市町村に連絡するものとする。

なお、ウイルス分離に先立ち、異常家きんの発生状況、ウイルス分離以外の補助的検査により本病が疑われる場合もこれと同様とする。

(3) 動物衛生研究所における病性鑑定

ア 家畜保健衛生所における病性鑑定の結果、インフルエンザウイルスを疑うウイルスが分離された場合、家畜保健衛生所は病性鑑定に供した材料（(2)のアの材料に加え、発育鶏卵から採取した尿膜腔液）を、独立行政法人農場・食品産業技術総合研究機構動物衛生研究所（以下「動物衛生研究所」という。）に送付し、動物衛生研究所において、A型インフルエンザウイルスの同定及びウイルスの性状判定を行う。

イ (略)

(4) 病性の決定

病性鑑定の結果に基づく本病の最終的な診断は、原則として家畜防疫員が次のアからウまでに掲げるところにより、患畜等又は患畜となるおそれがある家畜（法第14条第3項の規定に基づく患畜となるおそれがある家畜をいう。以下同じ。）の決定を行う。

ア・イ (略)

ウ 患畜となるおそれがある家畜

(ア)・(イ) (略)

2 病性決定時の措置

(1) 発表

ア (略)

イ 発表に先立ち、発表の概要、今後の防疫の対応方向等について、動物衛生課は地方農政局及び厚生労働省等関係府省庁の担当部局等関係機関に、都道府県畜産主務課は動物衛生課と調整した上で、都道府県公衆衛生担当部局等関係機関、都道府県内関係市町村及び関係団体に連絡し、防疫活動についての協力を依頼する。

ウ～オ (略)

(2)～(5) (略)

3 発生農場における防疫措置

(1) (略)

(2) 一般緊急措置

ア・イ (略)

ウ 家畜防疫員は、患畜となるおそれがある家畜の所有者に対し、法第14条第3項の規定に基づき、速やかに当該家畜の一定区域外への移動の制限を指示するとともに、移動制限予定区域内の農場に対して家畜の移動自粛を要請する。

エ～ク (略)

(3) ～(8) (略)

4 (略)

5 移動の制限及び家畜集合施設における催物の開催等の制限

都道府県知事は、患畜等の発生を確認し、家畜伝染病のまん延防止のため必要がある場合には、法第32条第1項の規定に基づき、家きん、その死体又は本病の病原体をひろげるおそれがある物品について、当該都道府県の区域内において移動を制限する区域（以下「移動制限区域」という。）又は区域外への搬出を制限する区域（以下「搬出制限区域」という。）を定めるとともに、法第33条及び第34条の規定に基づき、品評会等の家きんを集合させる催物の開催等を制限する。

(1) 移動制限区域

ア～ウ (略)

エ 制限の例外

本病の発生状況、搬出・搬送・搬入時及び移動先における病原体の拡散防止措置の状況等を勘案して、動物衛生課と協議の上、次により例外を設けることができる。

(ア) ～ (ウ) (略)

(エ) 発生農場を中心とした半径5km以内の区域を除いた区域内における移動制限区域外で生産された種卵を用いるふ卵業務の再開

(オ) ・ (カ) (略)

(キ) (エ) により再開したふ卵業務で生産された家きんのひなを移動制限区域外の農場等へ直接搬入するための移動

(ク) (略)

(2) 搬出制限区域

3 発生農場における防疫措置

(1) (略)

(2) 一般緊急措置

ア・イ (略)

ウ～キ (略)

(3) ～(8) (略)

4 (略)

5 移動の制限及び家畜集合施設における催物の開催等の制限

都道府県知事は、患畜等の発生を確認し、家畜伝染病のまん延防止のため必要がある場合には、法第32条第1項の規定に基づき、家きん、その死体又は本病の病原体をひろげるおそれがある物品について、当該都道府県の区域内において移動を制限する区域（以下「移動制限区域」という。）又は区域外への搬出を制限する区域（以下「搬出制限区域」という。）を定めるとともに、法第33条及び第34条の規定に基づき、品評会等の家きんを集合させる催物の開催等を制限する。

(1) 移動制限区域

ア～ウ (略)

エ 制限の例外

本病の発生状況、清浄性の確認状況、搬出・搬送・搬入時及び移動先における病原体の拡散防止措置の状況等を勘案して、動物衛生課と協議の上、次により例外を設けることができる。

(ア) ～ (ウ) (略)

(エ) 発生農場を中心とした半径5km以内の区域を除いた区域内における移動制限区域外で生産された種卵を用いるふ卵業務の再開

(オ) ・ (カ) (略)

(キ) (略)

(2) 搬出制限区域

ア・イ (略)

ウ 制限内容

(ア)～(ウ) (略)

(エ) 種鶏場等のふ卵業務は、搬出制限区域内及び搬出制限区域外からの種卵を用いた業務に制限する。

(オ) (略)

エ 制限の例外

本病の発生状況、搬出・搬送・搬入時及び移動先における病原体の拡散防止措置の状況等を勘案して、動物衛生課と協議の上、次により例外を設けることができる。

(ア)～(ウ) (略)

(エ) ウの(エ)のふ卵業務で生産された家きんのひなを搬出制限区域外の農場等へ直接搬入するための移動

(オ) (略)

6 清浄性の確認のための検査等

(1) 移動制限区域及び搬出制限区域における検査

都道府県は、ア及びイに掲げる検査を行うものとする。

ア 発生状況検査

患畜又は疑似患畜の決定後に隔離等のまん延防止措置を講ずるとともに、移動制限区域内の立入検査により、家きん等の臨床検査、家きん等又は死亡した家きん等のウイルス分離検査及び血清抗体検査を行う。

なお、患畜となるおそれがある家畜が決定した段階で、当該農場の移動制限等のまん延防止措置及び移動制限予定区域内の農場の移動自粛を講じた場合には、同区域内の農場について上述の検査を開始することができる。

イ 清浄性確認検査

最終発生に係る防疫措置の完了後おおむね10日目以降アと同様の検査を行う。

(2)～(4) (略)

7～9 (略)

第3 防疫対応の強化

1 危機管理体制の構築

本病は、発生予防からまん延防止に至るまで、様々な関係機関が連携して対応することが必要である。このため、日頃より本病発生

ア・イ (略)

ウ 制限内容

(ア)～(ウ) (略)

(エ) 種鶏場等のふ卵業務は、搬出制限区域内及び搬出制限区域外からの種卵を用いた業務に制限する。

(オ) (略)

エ 制限の例外

本病の発生状況、搬出・搬送・搬入時及び移動先における病原体の拡散防止措置の状況等を勘案して、動物衛生課と協議の上、次により例外を設けることができる。

(ア)～(ウ) (略)

(エ) (略)

6 清浄性の確認のための検査等

(1) 移動制限区域及び搬出制限区域における検査

都道府県は、最終発生に係る防疫措置の完了後直ちに、制限区域内の立入検査により、家きん等の臨床検査、家きん等又は死亡した家きん等のウイルス分離検査及び血清抗体検査（第1次清浄性確認検査）を行い、さらに最終発生に係る防疫措置の完了後おおむね10日目以降同様の検査（第2次清浄性確認検査）を行って、清浄性が確認された場合、順次、制限区域の縮小、解除を行う。

(2)～(4) (略)

7～9 (略)

第3 防疫対応の強化

1 危機管理体制の構築

本病は、発生予防からまん延防止に至るまで、様々な関係機関が連携して対応することが必要である。このため、日頃より本病発生

時の通報・連絡体制を確認するなど、農林水産省、都道府県及び市町村の各段階で、危機管理体制の構築に努める。特に、本病については、本病を含むA型インフルエンザウイルスの人の健康に対する影響を考慮し、患畜等が確認された時点で、農林水産省は厚生労働省に対し、都道府県畜産主務課は公衆衛生担当部局、都道府県警察等関係機関に対し、それぞれ速やかに連絡が行えるような体制の構築が必要である。

また、都道府県は、万一の発生の際に、円滑な防疫措置を講じることができるよう、隣接都道府県及び都道府県内関係者の参加を幅広く求め、防疫措置についての打ち合わせ及び発生時を想定した防疫演習を実施し、まん延防止体制の調整、周知、点検及び改善に努める。

2・3 (略)

時の通報・連絡体制を確認するなど、農林水産省、都道府県及び市町村の各段階で、危機管理体制の構築に努める。特に、本病については、本病を含むA型インフルエンザウイルスの人の健康に対する影響を考慮し、患畜等が確認された時点で、農林水産省は厚生労働省に対し、都道府県畜産主務課は公衆衛生担当部局に対し、それぞれ速やかに連絡が行えるような体制の構築が必要である。

また、都道府県は、万一の発生の際に、円滑な防疫措置を講じることができるよう、隣接都道府県及び都道府県内関係者の参加を幅広く求め、防疫措置についての打ち合わせ及び発生時を想定した防疫演習を実施し、まん延防止体制の調整、周知、点検及び改善に努める。

2・3 (略)